

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 2 5 日

公益財団法人日本宗教連盟
都道府県宗教法人事務担当課

文化庁宗務課

宗教法人が行う社会貢献活動について（情報提供）

近年、多くの宗教法人が、全国的に自然災害が発生する中で地域の防災・復興に協力をされるなど、災害対策や地域支援などの社会貢献活動を行われていると承知しています。

従来、このような活動の多くは、宗教法人法第 6 条に規定する公益事業として各法人で整理されてきたものと思われていますが、このたび、日本宗教連盟から、このような活動と宗教活動の関係について問い合わせがあったため、宗教学に関する学識有識者の意見等も踏まえ、下記のとおり、考え方等を整理しましたので、情報提供させていただきます。

記

○宗教法人法上宗教活動の定義は行われておらず、国等には宗教法人の宗教上の特性や慣習等宗教上の事項の尊重や不干渉が求められていること（宗教法人法第 8 4 条・8 5 条）から、宗教法人が行う活動が宗教活動にあたるかどうかは、第一義的には各宗教法人の判断に委ねられていると考えられる。なお、現状においても、宗教法人の中には、社会貢献活動を宗教活動と位置付けて取り組んでいる例が見られるところである。

○上記の理由としては、

- ・宗教法人法成立に伴う施行通達（昭和 2 6 年 7 月 3 1 日文宗第 2 3 号（「宗教法人に関する事務処理について（通達）」）においては「境内建物、境内地であって同時に公益事業を行うためにも用いられるものは、境内建物、境内地として処理してさしつかえないこと」とされていること、

- ・ 逐条解説宗教法人法（渡部蕪著）においては「単に宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、および信者を教化育成することのみを宗教活動とし、したがってこれを行う団体が宗教団体として把握されるべきものとするいわれはなく、青少年の教化活動、孤児・難民の救済活動、社会の浄化活動など、通常、いわゆる公益事業とか、慈善に関する運動として観念されるものがもっとも本来的な宗教活動として把握されることのあることは、じゅうぶん是認されよう。」とされていること、
- ・ 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議主な意見等の概要（平成19年3月）においては、「歴史的には、宗教団体の行う公益事業は宗教活動の一部であった」「宗教活動と公益事業とは實際上、密接不可分な関係にあるものも多く、宗教活動と公益事業が明確に区別できない場合もある」『宗教法人法においては、宗教活動は宗教法人にとって本来的「業務」であり、公益事業は「行うことができる」「事業」であり、・・・このようなことを踏まえて、それぞれの関係と在り方について考えるべきではないか』とされていること
があり、いわゆる公益事業として行われている社会貢献活動も各宗教法人の判断に基づき宗教活動と整理することが可能と考えられる。

○なお、各宗教法人が判断を行うにあたっては、以下の点に留意することが望まれる。

- ・ 社会貢献活動が宗教活動に該当するか否かについては、教義または教義を具体化した文書等（教憲等）に基づき、各宗教法人の判断によるものとされることから、各宗教法人におかれては、根拠等を確認しておくことが望まれる。教義や教憲等は、宗教法人規則等と異なり、所轄庁への提出・認証、事務所への備付等は必要ないが、各宗教法人の教憲等の定めや慣習に基づく取扱いが必要になると考えられる。
- ・ 「宗教法人法は、・・・宗教そのものについては定義規定を置かず、社会通念に委ねる立場をとっている。」（前記「逐条解説宗教法人法」）ことから、社会貢献活動を宗教活動と整理するにあたっては、地域社会の宗教活動へのニーズをはじめとした社会通念を踏まえることが重要と考えられる。
- ・ 宗教活動は宗教法人をはじめとした宗教団体が行うものであることから、宗教団体以外の団体等が行う社会貢献活動を宗教活動と整理することは適当でないと考えられる。